

□保険料の納め方

保険料は被保険者一人一人が納め、納め方は年金額によって異なります。

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金から保険料が天引きされます。(特別徴収)

それ以外の方は、納付書や口座振替で個別に納めます。(普通徴収)

ただし、平成23年4月2日以降に75歳になる方や、県外から転入した方などの新たに被保険者となった方は、当初は普通徴収で納めていただきます。

○普通徴収(納付書や口座振替で納付)

対象者は (1) 年金が年額18万円未満の方

(2) 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方

納め方は 役場が送付する納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

納期は、1期から8期までになります。7月から翌年2月までの毎月です。

.....
 便利な口座振替をご利用ください。
 保険料の納め忘れがなく、金融機関窓口に行く手間も省けます。
 【口座振替の手続きに必要なものは、(1)被保険者証 (2)通帳 (3)通帳届出印】

○特別徴収(年金からの天引き)

対象者は 年金が年額18万円以上の方

(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除きます。)

納め方は 年6回の年金定期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

- 1期(4月)
- 2期(6月)
- 3期(8月)
- 4期(10月)
- 5期(12月)
- 6期(2月)

【仮徴収】	前年の所得が確定するまでは、平成24年2月の金額と同額を3回分仮徴収として納めます。
【本徴収】	前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。

.....
 保険料が年金から天引きされる特別徴収の方でも、口座振替に変更できます。
 口座振替に変更した場合、社会保険料控除は、振替をする口座の名義人に適用されます。
 (世帯の税負担が軽くなる場合があります。)
 【口座振替の手続きに必要なものは(1)被保険者証 (2)通帳 (3)通帳届出印】

□問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111 (内215・257)

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成事業

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を補助します。(平成25年3月31日まで、全保養所合わせて4泊まで利用できます。)

□利用方法

利用される方は、申し込み時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

□問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052(955)1205

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原町	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100